

Q&A

令和 7 年 3 月 4 日時点

①補助事業者の要件について		
番号	質問	回答
1	自社の社員がクリエイターとして事業に参加することは可能でしょうか。	補助対象となる民間事業者等及び関連団体（資本関係のあるグループ企業・本事業の体制に含まれる団体）に属する者を、クリエイターとして採択することはできません。 また、公務員においても同様であり、国家公務員倫理規定において補助金の交付を受け る側からの金品の授受は禁じられております。
2	「採択件数」とは、「クリエイターの育成件数」を示すでしょうか。	「採択件数」とはプロジェクトの数を示します。1プロジェクト内に複数のクリエイター が参加することも可能です。
3	実施地域で開催が必要な最終成果発表について、オフライン・オンライン開催の方式に 制限はございますでしょうか。	オフライン・オンライン開催の方式は問いません。 オフライン・オンラインに関わらず一般の方が参加できる工夫を行ってください。 また、経済産業省及び事務局が最終成果発表の場に立ち会う場合があります。
4	クリエイターから離脱の申し出があった場合だけでなく、クリエイターと連絡がとれなく なった場合も、欠員扱いとなるのでしょうか。	採択された他のクリエイターと比べ育成が滞った場合、期間内に十分な育成がみнаせてい ないと判断された場合は欠員扱いとなります。
5	クリエイターへの開発支援金は1件あたり150万円が上限とのことですが、チーム単位 で育成プログラムを実施する場合はクリエイター1名あたり150万円となるのでし ょうか。	チーム参加の場合、1チームあたりの開発支援金の上限額が150万円となります。一 人あたりの支払金額については上限額150万円の範囲内で自由に決めていただいて構い ません。
②補助事業実施について		
番号	質問	回答
1	告知物（ポスター、WEBサイト等）の作成にあたっては、事前に事務局への連絡が必要 でしょうか。	事業開始直後のプレスリリースについては、事務局で必ず確認いたします。その際は、 採択後にお送りする問合せ先までメールにてお送りください。 また、事業専用WEBサイトや告知物を作成した場合、メディアに取り上げられた場合等 は事後で構いませんので必ず事務局宛にご連絡ください。
2	対外広告の際の謝辞表現に決まりはありますか。	“本事業は、経済産業省が所管する令和6年度未踏的な地方の若手人材発掘育成支援事業 費補助金「AKATSUKI プロジェクト」の交付決定を受けた●●（採択事業者名）が運営 しております。”としてください。
3	補助事業の実施期間は令和8年2月23日（月）まで、とありますが、この期日は報 告・支払等を含むすべての業務を終了する日を指しますか。または育成プログラムの終 了日と考えてよいのでしょうか。	令和8年2月23日（月）は、育成プログラム・最終成果発表・支払を含め事業内容が 全て完了する日となります。 なお、実績報告書等につきましては、令和8年2月27日（金）または補助事業終了日 より起算して30日以内のいずれか早い日までにご提出いただきます。
4	補助事業の実施期間を令和8年2月23日（月）から延長することは可能でし ょうか。	補助事業の実施期間は原則として延長できず、実施期間は令和8年2月23日（月） までとなります。
5	支払が事業完了日の令和8年2月23日（月）までに完了しない経費は補助対象外と なるでしょうか。	補助事業事務処理マニュアル（令和4年6月版）に記載された要件を満たす場合には、 例外として支払が補助事業期間外であっても認めますが、別途事務局の定める期日まで に支払が完了している必要があります。
6	交付決定後、当初の計画通りの実施が困難となった場合、どうしたら良いでしょうか。 その場合の補助金はどうなりますか。	原則として応募時にご提出いただく計画どおりに事業を行っていただく必要があるた め、基準を満たすことができなかった場合は補助事業として認められません。但し、特 別な事情（不可避であり、妥当と判断されるもの）がある場合には特例として認めるこ ともございますので、基準を満たせないことが判明した場合には、速やかに事務局まで ご相談ください。 補助金の支払対象となるか否かについては、計画通り実施できなくなった理由や計画か らのくらい内容が変わるのか等を鑑みて決定いたします。
③補助金の支払いについて		
番号	質問	回答
1	事業着手前に中間払いを受けられるでしょうか。	中間払いは支払いが証明できる費用に対し、事業途中での請求を認めるものです。その ため、事業着手前の請求はできません。 また中間払いについては、9月以降に実施予定の中間検査で認められた金額をお支払い するものです。
2	中間払いできる費目に制限はあるでしょうか。	費目の制限はありませんが、請求できるのは支払が済み、証憑をご提出いただいた費用 に限ります。また、請求全額の支払いは認められない場合もございますのでご承知おき ください。
④申請について		
番号	質問	回答
1	コンソーシアムで申請することは可能でしょうか。	コンソーシアム形式での申請は可能です。 幹事企業を決めていただくとともに、幹事企業より申請いただきますようお願いいたし ます。尚、コンソーシアムに属するすべての企業が日本の法人格を有している必要がご ざいます。
2	過年度にjGrants申請をした場合、過去に登録をしたGビズIDは利用できますか。	利用可能です。念のためログインが可能かご確認ください。
3	jGrants申請しましたが、書類を間違えてしまいました。 jGrants申請画面から修正ができませんがどのようにしたらよいですか。	jGrants申請は、1度申請を完了してしまうと修正対応はできません。 メール申請を受け付けますので、希望メールを事務局までいただくとともに jGrants申請された書類は利用しない旨を記載してください。 必ず申請期限内に指定されたURLへアップロードしてください。 申請期限を過ぎるとアップロードができなくなります。

4	jGrants申請をしましたが、心配なのでメール申請もしたいのですが可能でしょうか。	基本的には、1つの申請方法で申請いただくようお願いします。 両方で申請をされてしまうと、事務局はどちらの申請書類を有効とすべきか分かりません。 やむを得ぬ理由から両方で申請された場合は、両方で申請した理由とどちらの申請書類を優先するか事務局までご連絡ください。
5	二次募集はありますか。	二次募集は予定しておりません。